

# 久世家文書の研究

日下幸男

要旨 はじめに久世家文書と中院文書との関連性を述べ、各所に分散所蔵されている久世家文書の復元的・一体的研究の必要性を指摘する。次に分散所蔵されている久世家文書の現状と概要を紹介する。また久世家の歌人として著名な久世通夏を研究する上で重要史料である、通夏日記と通夏詠草留の概要を紹介し、関連する中院文書にも触れつつ、その概要を紹介する。なお当館蔵久世家文書の中核をなす生活文書の紹介については別稿に譲る。

稿者（日下）は昭和四〇年代から中院本・中院文書（京都大学蔵）を調査する中で、中院本と久世本に有意の関連性があることに気づき、それからは並行して久世本の調査も続けてきた。中院通茂男は三人（中院通躬・野宮定基・久世通夏）とも父通茂から古今伝授を受けているから、三家の蔵書に関連性があるのは当然のことであるが、蔵書に関連性は久世家と姻戚の鍋島家旧蔵本、中院家と姻戚の板倉家旧蔵本などについても同様である。極端なことを言えば、公家同士はどこかでつながっている場合が多く（例えば中院通勝兄は白川、通村弟は北畠と日野、通茂弟は野宮、通躬弟は野宮と久世の各家養子であり、中院通枝は久世通夏男である。姻戚を見れば、通純室は高倉永慶女、通純妹は清閑寺共綱室、通躬室は飛鳥井雅章女、通躬姉は山科持言室など枚挙に暇がない）、禁裡本と公家（公家と姻戚の武家を含む）旧蔵本の一体的研究が必要なことは、自明のことであろう。

書陵部に所蔵されているもの以外の久世家文書は、多く昭和三〇年頃に流出し、大方は二分割されて旧文部省史料館（現国文学研究資料館）と明治大学刑事博物館（現明治大学博物館）の所蔵に帰し、それ以外は中央大学や稿者の研究室などにも分散して蔵されている。

それらの一体的研究が必要なことから、昨年度より国文学研究資料館（以下当館）と共同研究「久世家文書の総合的研究」を実施しているが、まだ総合目録の作成という段階には達していない。したがって小稿では、調査の途上で目についた史料などの若干について、簡略な紹介を試みたい。なお詳しい考察や翻字を含め、最終の平成二三年度には研究報告書の刊行を予定している。

## 二 久世家文書の概要

最初に久世家文書の残存状況について、概要を簡単に述べたい。

当館蔵の分(約三三〇〇点)については、『史料館所蔵史料目録』第三一集(昭和五五年、紙媒体だけではなく当館ホームページ上でも閲覧可能)に詳しい。該書所収「山城国京都久世家文書目録」の文書記号が三二U(一〜六四〇)と三三F(八〇〇〜二二七五)に別れているのは収蔵年次(昭和三二・三三年)の違いによるが、もちろん一体の文書なので一連番号が付されている(ただし六四一〜七九九は空番)。

該書の解題によれば、本文書の特質として「記録や編纂物に偏することなく、むしろ公家の生活を反映する具体的な史料群」であると指摘されている。目次の、「久世家(家系・家族、官位、吉凶、家領、財政、屋敷、信仰、日記、交際、華族間長、家来)、勤仕(儀式、小番、関東参向、諸役、弁事・留守官)、文芸・遊芸、その他、諸家文書(六条家、梅小路家、その他)」を見ても、また分量的に「吉凶、家領、財政、屋敷」が中心にあるのを見ても、それは首肯されるであろう。

明治大学博物館蔵の分(約一五〇〇点)については、明治大学刑事事博物館委員会編『明治大学刑事事博物館目録』第一五号(昭和三四四年)に詳しい。該書には「京都久世家文書」(一〜四五頁)と「二条家文書」(四六〜五三頁)の両文書が収められる。両文書とも「書状の部」と「書冊・横帳の部」に外形分類され、「書状の部」はイ家(一五七)、口出支・収納(七六)、ハ所領(一四三)、ニ職務(一五六)、ホ儀礼(四五)、ヘ宗教(三一)、ト時事(二七)、チ布告(一一六)、リ文芸(五二)、ヌ雑(三〇)書簡集(二五三)、「書冊・横帳の部」もイ家(九二)、口出支・収納(一一九)、

ハ所領(四八)、ニ職務(三三)、ホ儀礼(六九)、ヘ宗教(九)、ト時事(二三)、チ布告(〇)、リ文芸(六〇)、又雜(〇)に内容分類される(数字は員数)。合計一五一七点中、又が二八三点で多く、次いでイが二四八点と多い。なお「分類は主として本館目録第三・四号に収録した吉田神社鈴鹿家文書の方法に従い、資料の性質により多少の変更」を加えたものらしい(載録資料解説)。ちなみに員数は「一括」と表記されるものもあるので、実際の点数は目録上だけでは不明である。

中央大学文学部蔵の分(約三四〇点)については、「久世家文書」研究会編『久世家文書』研究会調査報告書(平成一八年)および同「中央大学所蔵久世家文書『寛文三年日次』」(『中央史学』三三二号、平成二一年)に詳しい。

架蔵本(和歌関係約二〇〇点)については、個人ホームページに簡易目録をアップし、一部分は画像も入れているが、それ以外にも、『通夏自筆詠草留』合一冊や、『和歌類略』一冊などを別途入手し、所蔵している。

京都大学所蔵本(一〇八点)については、赤瀬知子氏「久世本『俊頼髓腦』成立考」(『国語国文』七五―三、『院政期以後の歌学書と歌枕』平成一八年、清文堂出版)に簡略なリストが載る。

東京大学史料編纂所には久世通熙手記や諸家書状など明治維新期の史料が所蔵され、『日本史籍協会叢書』九五(昭和四五年復刻)に活字化されている。

その他、京都の久世家や、横浜開港資料館、憲政記念館などにも史料が所蔵されている。

### 三 通夏研究の基本史料

#### 【通夏日記】

江戸時代の久世家歴代は、通式（室は細川幽斎孫女）、通俊、通音、通夏、栄通、通根、通理、通熙であるが、広く文事が世に知られているのは、通茂三男の通夏であろう。

中院通茂（寛永八〜宝永七年〔一六三一〜一七一〇〕、八〇歳）が後水尾院より古今伝授を受け、伊勢や源氏、古今集、三部抄などの古典を広く講釈していたことは、周知に属する。また久世通夏ら三人の子息に伝授したことも同様であろう。稿者も『近世初期聖護院門跡の文事―付旧蔵書目録―』（私家版、平成四年）や、『後水尾院歌壇の源語註釈』（源氏物語古注釈の世界）汲古書院、平成七年）などにおいて述べたことがある。

久世通夏（寛文一〇〜延享四年〔一六七〇〜一七四七〕、七八歳）の文事について、あるいはその伝について知る第一級の基本史料は、当館蔵『久世通夏日記』（以下通夏日記）と架蔵『通夏自筆詠草留』などであろう。

当館蔵の通夏日記は、天和三年から寛保三年まで、断続的ながら六一年間二一冊に及ぶ。その内二冊（\*印）は虫損などのために、開閉・撮影がほぼ不能である。

該書の請求番号、年次（西暦）、墨付丁数は左記の通りである（共通の記号三二Uは省略し、番号のみ示す）。

- 二七 天和三年（一六八三） 三四丁
- 二八 元禄三年（一六九〇） 一二丁
- 二九 宝永元年（一七〇四） 四四丁
- 三一 同 五年（一七〇八） 四八丁
- 三六 正徳二年（一七一二） 二八丁
- 三八 同 四年（一七一四） 三丁
- 四二 同 五年（一七一五） 八丁

四五	享保二年(一七一七)	二四丁
四九	同 五年(一七二〇)	四七丁
		*
五一	同 六年(一七二二)	三〇丁
五五	同 一年(一七二六)	四七丁
五六	同 二年(一七二七)	一九丁
五七	同 四年(一七二九)	一七丁
五八	同 五年(一七三〇)	五一丁
		*
五九	同 六年(一七三一)	五四丁
六〇	同 七年(一七三二)	七〇丁
六一	同 八年(一七三三)	三二丁
六二	同 九年(一七三四)	三一丁
六四	元文四年(一七三九)	三六丁
六五	同 五年(一七四〇)	三一丁
六八	寛保三年(一七四三)	三丁

これ以外の新たに知られたものとして、中院本に含まれる宝永二年記・享保六年記の各一冊等がある。試みに二七の天和三年日記の外題、巻頭を写し、内容を簡単に紹介したい。表紙に、

第一ノ日次之張

とあり、巻頭に、

通清 元服十三歳

天和三年霜月

三日朔日ニシユライ候也、

従五位上不同日ニ以後仰

被出候也、(一才)

三月一日晴天、今日冷泉中将亭会、

玄以前々押小路中将入来、其時中院少将、

野宮侍従同道、長以後ニ中院重相、冷泉亭江

入来、兼日之懐紙、久我中納言、中院羽林、

野宮拾遺持参、藤谷、竹内、詠草出来、未

清書無之、冷泉中将者清書出来、

当日題十五首也、

二日晴天、朝□從玄清講积述(二才)

とある(句読点を付す。以下同)。なお冷泉中将は為綱、押小路中将は公音、中院少将(羽林)は通躬、野宮侍従(拾遺)は定基、中院重相は通茂、久我中納言は通規(『諸家伝』)。因みに冷泉家は為頼・為清が二代続いて三〇代の若さで亡くなり、当主の為綱は弱冠二十歳である。通茂はすでに万治三年、寛文四年に後水尾院から勅伝を受けており、為綱にとっては後見的立場であろう。

通夏は初名顯長、延宝九年に久世通音から当家を相続し、天和二年十月に通清と改め同十一月に元服(『諸家伝』)。

おそらく通夏は元服を機に、日記を書き始めたのであろう。

京都大学附属図書館蔵中院本のカードインデックスでは「〔中院通躬記〕」とされている仮綴三冊・二括五四枚（中院Ⅱ三六）の内、宝永七年の一冊（Ⅱ三六一・2、墨付六丁）など大部分は確かに通躬筆と見られるが、宝永二年の一冊（Ⅱ三六一・1、墨付三六丁）と享保六年の一冊（Ⅱ三六一・3、墨付二二丁）などは、ともに久世通夏の筆跡と思われる。宝永二年記は、直外題に「宝永二年乙酉（通夏花押）」とあり、その巻頭に、

正月

一日丙申晴、朝間微雪、或霰、夜入晴、子刻行水、庭上敷

荒薦、四方拝、氏神之上、両宮、八幡宮〔供餅酒〕、賀茂社下上、

住吉、玉津島、祇園社、春日社、稻荷社、御霊、天満宮〔供餅酒〕

等、各両段再拝、詣竈神、及丑刻、参賢所、於庭中両段再拝、

蔽閣每度庭中御拝、今日聞〔相公御談〕、凡神前有拝殿、賢所壇上

也、於屋中拝之、可然之由、被命、雖然、但非正面歟、鈴料〔二十疋〕

献之、直参内寅一点、出御如例、御剣頭中将〔兼覽〕、

脂燭殿上人

隆典朝臣、範豊朝臣、嗣義、総長、源仲学（一才）

事了、直参巫相殿へ、影前如例年、欲曙比、蔽閣渡御

試筆 〔清書如例〕

いとはやもつくひすきなけ初春のかきねのとけき梅をしるへに



清書了、參相公亭了、賀了、帰家、及卯半刻、今朝

八幡宮、天満宮、御酒頂戴、於牌前、先祖一々拜之「餅酒／葉等供之」

云々とある（「」内は小字及び割書。以下同）。なお文中の殿閣は父通茂、相公・亜相殿は兄通躬（寛文八〜元文四年（一六六八〜一七三九）、七二歳）である。この試筆は、宝永二年九月以降分の自詠を収載した通夏自筆詠草留には当然載らない。

本冊には古今講釈など古今伝授関連の記事が多い。父通茂は宝永二年正月五日に従一位となり、七五歳という高齢も考えて、三人の子息に古今伝授を行う決心をしたのであろう。ちなみに末の通夏が当時三六歳であるから、被伝授者の年齢の目安である三〇歳はみな超えている。試みに当該関連記事を、左に引いてみよう。

二月十九日 古今御講、仍辰後參殿閣、午半刻参内、

二月廿五日 辰下刻、參殿閣、古今御講也、未上刻帰家、

三月四日 依古今御講、辰刻、參殿閣、

三月十日 古今御講、仍辰半刻、參殿閣、

三月十七日 古今御講、仍辰後、參殿閣、未後帰家、

三月廿日 古今御講、辰後、參殿閣、申刻計帰家、

四月四日 辰後、參殿閣、古今御講、未刻參亜相殿、宰相中将殿、

四月十日 辰後、參殿閣、古今御講尺、未後帰家、

四月十五日 辰後、參殿閣、今日御講尺御延引、少時帰家、

四月十九日 直參殿閣、古今御講尺、申上刻参内、少時帰家、

四月廿四日 巳刻参内、今日蔽閣御参、源氏御講、午刻退出、

四月廿六日 辰下刻、参亜相殿、蔽閣渡御、古今御講、今日亜相殿、宰相中将殿、

後四月一日 未後参亜相殿、源氏御講、

後四月四日 辰下刻、参蔽閣、古今御講、未刻参内、

後四月十日 辰後、参亜相殿、於御茶屋、古今御講、

後四月十四日 巳刻参内、源氏御講御延引、

後四月十五日 未刻参蔽閣、参内源氏御講、申下刻帰家、

後四月十六日 午半刻、向賀茂、亜相殿為渡御、頭中将、頭弁等同席、源氏御講有、

後四月十九日 今日源氏御講、蔽閣御理、不能参内、辰半刻参蔽閣、

後四月廿日 今日於余亭、古今御講、蔽閣渡御、亜相殿、宰相中将殿、為渡給、

重直之一種辨功

後四月廿五日 卯半刻参蔽閣、今日伊勢物語・源氏等切紙、被給之、てにをは御伝受也、切紙御忘却、以古切紙被伝、

追而可給由也、誠以歌道面目、殊余未練質、恐悦不過之者也、

五月二日 今日古今御講御終功、亜相殿、宰相中将殿、余、一所献御肴、申刻参宰相中将殿、後帰家、

五月六日 巳後、亜相殿為渡遊、古今聞書校合〔此間度々／校合〕、未刻参蔽閣、……夜入又亜相殿、為渡給、

校合有、

五月七日 巳刻参亜相殿、少時蔽閣渡御、蔽閣源氏御講、御参内、

五月八日 今日蔽閣御参、源氏御講、

五月九日 参亜相殿、聞書校合、

五月十日 今日古今集御伝受也、事儀別記之、重相殿、宰相中将殿、余、人別被伝之、西上刻、参殿閣、帰家、

今日殿閣へ、御太刀、馬、肴一樽、白銀五枚、重相殿御了簡如此、目六自筆書之、

五月十四日 辰半刻、参重相殿、聞書校合、参殿閣、申上刻帰家、

五月廿日 辰下刻、参殿閣、古今御講、余去年故障之間、不承之処也、巳刻参重相殿、少時帰家、

五月三十日 辰後、参殿閣、古今御講、

六月六日 辰後、参殿閣、古今御講、直参重相殿、

九月一日 殿閣、夕飯後、参重相殿、源氏初音卷御講、

九月二日 未半刻参内、今日当初音卷、重相殿始而御講、口四五枚、其後、殿閣御講、

九月十二日 殿閣渡御、重相殿、宰相中将殿、御光駕、六条羽林入来、去五月、古今集御伝受焉之、殿閣早速雖令

饗、御持病御不快、為之延引、今神甚以御快復得、今日献酒撰、恐悦不過之、

九月十六日 巳刻参内、源氏御講、殿閣、重相殿御参、

等とある。文中の宰相中将殿は兄野宮定基（寛文九〜正徳元年（一六六九〜一七一）、四三歳）。右によれば、古今伝授に伴う講釈の過程がよくわかり、通夏が欠席して聞けなかつた分については講釈終功後も通茂亭に通つて聴聞している点や、通躬が禁裏で初めて源氏を講釈する前日に通茂が講釈している点など、興味深い。

因みに、この時の古今切紙や伝授誓紙などは、京都大学陳列館古文書室（中院文書）に所蔵されている。文書名は古文書室カードインデックスによる。（ ）内は請求番号を示す。

「通躬古今伝授誓書」(71 / 266) に、

古今集一部之説「二条家正嫡流」御伝受

畏入候、被仰聞候、儀理口伝故実等

曾以不可有聊尔候、此旨、若於違背者、

大日本国神祖神并天満天神

梵釈四王、殊和歌両神之冥罰

忽通躬身上、可罷蒙者也、

宝永二年五月十日 通躬

とあり、「定基古今伝授誓書」(71/267)に、

古今集一部之説「二条家正嫡流」御伝受

畏入候、被仰聞候、儀理口伝故実等

曾以不可有聊尔候、此旨、若於違背者、

大日本国神祖神并天満天神

殊和歌両神之冥罰、忽定基身上、

可罷蒙者也、

宝永二年五月十日 参議定基

とあり、「通夏古今伝授誓書」(71/268)も本文は右同文である。彼らは誓紙上で和歌両神(住吉・玉津島)などの神に誓っている。通茂の通躬宛及び定基宛伝授状もあり、「前内大臣古今伝授状」(71/265)に、

古今集事

二条家之正流義理口伝

故実等、悉令伝授權大納言

通躬仁、堅守道之法

度、不可有聊尔者也、

宝永二年五月十日前内大臣（通茂花押）

とあり、「前大納言歌道伝授状案」（69 / 526）に、

古今集事

二条家之正流義理口伝

故実等、悉令伝授、参謙

左近中将定基卿畢、堅守

道之法度、不可有聊尔者也、

宝永二年五月十日前内大臣（通茂花押）

とある。中院文書には何代にもわたる切紙なども遺されているが、火災の折の水損被害を多く受けている。水損によるものか表題が消えているものもあるが、細川幽齋への伝授では省略されたとされる守の伝は含まれている。

なお宝永二年記の内に挟まれている紙片によれば、益暮れの挨拶として、左近、隼人、野鳥、とはたや、権之丞、伊右衛門、とは、玄蕃（以上百疋）、重悦、真静（以上五百文）が金錢を贈っているのに対して、幸隆や雲泉は物を贈っている。松井幸隆や打它雲泉は通茂門人として有名である。ちなみに雲泉については、宝永二年記本文十月十三日の条に、「晩頭雲泉来、去十日京着」とある。

所謂「古今伝授」が、講釈、切紙伝授などの範囲にとどまらず、多くの古典書写活動などを伴うことは、周知に属する。

例えば、切紙に代えて書冊の謄写を許されることもある。中院本『秘歌註』一冊（VI一三五）の巻頭に、

一奉授

今上皇帝 和歌

文武天皇、人丸を師とせさせ給て、歌をめされしに、神南日

の歌をたてまつる也。其後万葉集を撰せられけり。以其例、

延喜御門は貫之を御師と定られき。依綸言、桜花の

歌を奉る。是延喜三年十一月二十二日也。如此事は、可被

撰古今、土代也。抑基俊、此道をあふきて、興福寺南円

堂にこもりて、古今相伝の義を祈申されけるに、

志賀の八幡へ参詣し給へと夢想侍ければ、即彼八幡へ

参社して、古今相伝の事を祈申処、又其あたりにて、

抄物を不慮に感得、奇特なる事也。貫之かむすめの内侍に

ゆつり置たる事也。以其義に今相伝分明也。貫之、内侍に

ゆつる事は、器用によりての義也。男子もありけん。系図彼「(一才)

とあり、その奥に、

右一帖中載廿四首和歌之伝、此事

御切紙無之、仍以一帖、御伝受也。

以蔽閣御筆、謄写之。

宝永二年七月晦日

参議従三位行左近衛権中将藤原朝臣定基 「三十七歳」(二三オ)

とある。該書は定基自筆であり、成立の事情は奥書の通りである。本文中に、夢告により志賀の八幡へ参詣し、抄物を不慮に感得するという記述があるが、これはもちろん事実というより説話に類するものであろう。ちなみに「古今伝授」は中世になってからの成立とされ、中世以前の史料が見られない。右文の貫之と基俊を結ぶラインは、不明というしかない。基俊どころか、常縁時点の切紙、宗祇時点の切紙もその実体は不明であり、細川幽斎が整理する以前の切紙の淵源や由来をたどる道は、史料不在という壁に閉ざされている。

次に享保六年記は、直外題に「享保六／四月 日次草 月番」とあり、その巻頭に、

四月一日晴、議奏櫛笥

一、参内如例出御于御学問所、議奏兩人、御对面也、今日

攝家中、親王方不参、昨夜より御潔斎也、

一、方領被下候輩、昨日長橋局迄、明日可被仰出哉之由、

窺候処、明日可被仰出之由、申出候、仍廿九日東坊城父子

植松父子、明方已刻御用之義之間、可被参之由、被触了、

藤波も当年より方領被下候、内々候得共、当時輕服

十五日迄之由也、仍長橋殿へ当分所旁之由申入、猶重而可被仰出候、

云々とある。本冊には法皇御幸の記事などがある。

なお包紙上書「未三月三条大納言返書／享保六年十一月十九日／通躬公真筆」(二三六―四―三イロ)の二枚も、実

は通夏筆と思われる。イには、

八月九日向伊賀守館

従法皇、被仰出候、久々普明院宮へ御対面

不被遊候二付、当月廿日比、廿日過程、修学院へ可

有御幸候、其節之由、伊賀守へ可申談之旨、

被仰付之由、申述候処、御機嫌次第、被為成候様

云々とある。文中の法皇は靈元院、普明院宮は後水尾院第八皇女林丘寺門跡光子内親王である。

それ以外の通夏日記（写本、抜書を含む）については、明治大学博物館に若干は蔵されているようである。未調査なので詳細は不明であるが、当該目録に依れば、書冊・横帳の部のイ家、一六「元禄年中通夏卿御記抜書他 元禄」宝永」、一七「(久世)日記 宝永二」、二五「故前垂槐御記抜書(元禄く延享)」、二職務、二「日次(通夏カ) 元禄一〇く一六」などは、その可能性が考えられる。またこれも未調査であるが、中央大学にも日記・日次の類が所蔵されているようである。それらについては別の機会に紹介したい。

### 【通夏詠草留】

次に架蔵「通夏自筆詠草留」合一冊（以下詠草留）は、全冊一筆であり、四季恋雑に大分類され、部内はおおむね成立順に配列されており、本文同筆のおびただしい補記訂正の跡をみるに、形態的には草稿本である。書風を見るに通夏の自筆と見て間違いはなからう。通茂や通躬が非常に癖の強い書風であるのに比べて、通夏の書風はおとなしい。筆庄があまり感じられず、力を抜いたような書風で、それほど特徴のあるものではないが、自筆日記などの筆跡を見



慣れた目には、これも通夏自筆であると容易に判断された。

該書は水玉表紙に外題なく、巻頭に内題もなく、表見返し（元表紙か）の内側に、

宝永三年以後

詠草留

享保二十一年四月廿八日

改元文同六年改寛保

とあるのみで、これだけでは誰の詠草か不明なのであるが、全体の書風と巻頭歌の肩付きに「宝永二九九院着到百首  
蔽閣御点」とあるのを見て（通茂のことを「蔽閣」と呼ぶのは、通茂息三兄弟の習慣か）、通夏の家集であるとすぐに  
判断された次第である。幸いに通夏は日記に詠草を書き留めているので、通夏日記と詠草留を比較して歌が一致すれば、  
ほぼ間違いはないであろう。

どの歌を比較してもかまわないのであるが、元旦の試筆は日記にのこされることが多いので、仮に試筆の二―三首  
を比べてみよう。

詠草留の春部を繰ると、

享保二正元

試筆 雪あられさえしを去年とあくるより先立かすむ初春の空  
の歌がある。通夏日記の享保二年正月分を見ると、

試筆 雪あられ消しをこそとあくるより先立かすむ初春の空

とある。二句が違ふようであるが、詠草留は走書きされており、「きえし」の意識で書いたのに、横棒が重なって「さ

えし」のようになった可能性もある。

同じく詠草留の春部に、

享十一正元

試筆 「供人丸」雪さえしよの間をこそと明そむる鳥の八声に春はきにけり

「供定家卿」めくみある世の初春ののとけさをことしは身にも待えてやみん

とある。通夏日記の享保十一年正月分を見ると、

試筆 「後日清書」

雪さえしよの間をこそと明そむる鳥のはつねに春はきにけり

供定家卿

めくみある世の初春ののとけさをことしは身にも待えてやみん

とある。供人丸歌の四句に小異があるようであるが、表現の揺れの範囲であり、同一歌と見なして間違いはなからう。

同じく詠草留の春部に、

試筆 春のきぬと霞よもにはいそくいそけともくる春しらぬ身ひとつうき

享十二正元

とある。通夏日記の享保十二年正月分を見ると、

試筆、予供定家卿、

のとけさを霞はよもにいそけともくる春しらぬ身ひとつうき

とある。添削（改作）部分を除けば、一致しており、同一歌と判断して過誤はなからう。

以上わずかな歌を比較しただけではあるが、なおこれ以上例証をあげても紙幅のむだになろう。通夏日記所載の通夏自詠と詠草留の歌が一致する以上、詠草留は通夏自詠の家集であり、書風と草稿本の形態などから通夏自筆と判断せざるを得ない。他撰・他筆という仮説を立てたとしても、立証の見込みはないだろう。通夏日記と詠草留を、通夏研究の基本におく所以である。

試みに詠草留の巻頭部分を左に写しておく。該書は一面一〇〜一五行、歌一首一行書である。

立春暁

室永二九九 院着到百首 嚴閣御点

いとはやも春つけそむる鳥かねにまたあけぬよの空ものどけし

橋霞

日の影に水の烟も立そひてかすみひもに遠とほきさうちの河はし

春雪

もえいてんわかなはいかに今日いくかのこるもさむき雪の春野は

鶯為友

朝夕の友となれきて窓ちかくかたらふ声もあかぬ鶯

若木梅

めつらしな雪の垣ねに咲てとく春をわか木の梅の立枝は

路柳

手折つるたか別路に置そへてゆくての柳露みたるらん

磯春草

よる波はあらし磯へも時きぬと岩ねにあをむ松の下草

庵春雨

雨やまぬ軒の糸水なかき日のくる、もをそき庵のしつけさ

婦鷹

見をくるもた、しはしにて中空の雲を行衛にかへるかり金

春曙月

見し宵のたくひともし雲はれて曙かすむ月の光は」(一才)

とある。ちなみに宝永二年の院着到百首については、通夏の宝永二年記に詳しい関連記事を載せる。

それ以外に、明治大学博物館にも通夏詠草が蔵されているようである。未調査のため詳細は不明であるが、当該目録によれば、書状の部のリ文芸の「一久世通夏和歌一括」、書冊・横帳の部のリ文芸の「一(通夏詠草留) 綴」などは、通夏詠草の原本かと思われる。それらについては別な機会に紹介したい。

通夏日記と詠草留はともに未翻刻であるが、両書は近世和歌研究及び堂上文化研究の基本史料ゆえ、早急な翻字紹介がごまれる。また両書及び詠草原本、短冊類を併せ見ることにより、通夏全歌集の編纂が可能になろう。

#### 四

以上のように、分散している久世家文書の統合的研究、また久世家文書と中院本・中院文書の比較統合研究などに

より新たに判明した事実はあるが、これはあくまで一部分であり、今後の研究の進展がのぞまれる。すでに拙稿「後水尾院の文事」〔国文学論叢〕三八輯）で暗示したように、中院本だけではわからないことも久世本を併せ見ることにより、新たに見えてくる部分がある。これだけの記述では理解は得られないであろうが、公家文化の宇宙は広い。実際に文書の悉皆調査を繰り返すことにより、たとえば公家文化のディテールがより明確化されるであろう。

【追記】

長年にわたって閲覧などでお世話になつている関係諸機関、および共同研究でご協力をいただいているみなさまに、あらためて御礼を申し上げる次第である。